

令和4年度

住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業補助制度

ご自宅への省エネ・再エネ設備の設置を補助します！

対象住宅

既存住宅

(地中熱利用システムのみ新築(分譲住宅含む)も対象)

対象設備

蓄電システム、V2Hは太陽光発電設備の設置が必須

(既設・新設を問いません。)

家庭用燃料電池システム
(エネファーム)

都市ガス・LPガスで発電し、同時に給湯等にも利用



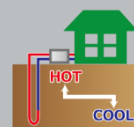
太陽熱利用システム
(強制循環方式)

太陽の熱を給湯や空調などに利用



地中熱利用システム

地中の熱を給湯や空調などに利用



蓄電システム

太陽光発電システムで発電した電力を貯めて、夜間や非常時に利用



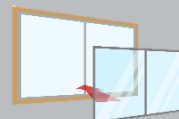
V2H
(電気自動車充放電設備)

太陽光発電システムで発電した電力を電気自動車のバッテリーに貯めて、住宅の電力に使用



高断熱窓

住宅の断熱性能を高める窓又はガラス



補助金額

・エネファーム、太陽熱利用システム、蓄電システム、V2H

10万円/件

・地中熱利用システム

40万円/件

・高断熱窓

補助対象経費の1/5 (上限10万円)



コバトン&さいたまっち

予算額 (件数)

3億7,760万円 (3,864件)

※予算額(件数)は、令和4年4月8日～受付分も含みます。

受付期間

令和4年7月8日(金)～令和5年2月28日(火)

※申請多数により予算額の範囲を超えた場合は、受付を終了することがあります。

◆受付窓口◆ 特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎3階)

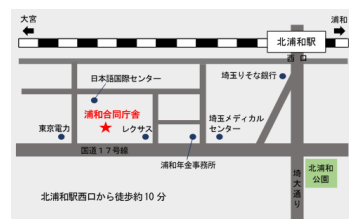
【電話】048-749-1217

【受付時間】9:30～16:50

(土・日・祝日、年末年始閉館)

詳しくはwebへ！

省エネ・再エネ補助 埼玉県 4 検索



問合せ

埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当

【電話】048-830-3042 【FAX】048-830-4778

事業の流れ



交付決定には約1か月程度かかる場合があります

提出書類

【全設備共通】

- ① 交付申請書（県HPよりダウンロード）
- ② 契約書の写し（リースを除く）
- ③ 住民票（コピー）
- ④ 建物の登記事項証明書または固定資産税公課証明書または評価証明書（コピー）



【地中熱利用システム】

- ④ 設備の設置位置がわかる平面図
- ⑤ 掘削孔の深度等が確認できる立面図
- ⑥ 設備の仕様書、パンフレット等

【蓄電システム】

- ④ 太陽光発電設備の設置が確認できる書類

【高断熱窓】

- ④ 設備の設置位置がわかる平面図
- ⑤ 設備の設置前の状況がわかる写真

【V2H】

- ④ 太陽光発電設備の設置が確認できる書類
- ⑤ 電気自動車の導入が確認できる書類

申請書送付先

◆ 受付窓口 ◆ 特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎3階）

【電話】048-749-1217

【受付時間】9:30～16:50

（土・日・祝日、年末年始閉館）



提出方法 郵送（持参不可）